

意匠分類記号	意匠分類の名称
H6-5310	音響用テープ記録機等

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H4-430	—	テープレコーダー等
H4-4330	—	付加機能付きテープレコーダー
H4-4332	—	ラジオ用チューナー付きテープレコーダー
H4-434	—	テーププレーヤー
H4-4352	—	ラジオ用チューナー付きテーププレーヤー

参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
H6-52~52C	ディスク挿入式記録機
H6-5320~5322	映像用テープ記録機等
H6-542~542BA	記録媒体内蔵記録機
H6-31	音響用増幅器
H6-40~43A	チューナー等
H7-212~212AA	音響情報記録再生機器
H7-212B~212E	音響情報記録再生機器(床置型)

再掲載指示	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

この分類に含まれる物品		
テープレコーダー	テーププレーヤー	チューナー付きテープレコーダー
磁気テープ複製機	磁気カード録音再生機	チューナー付きテーププレーヤー

定義
磁気テープを記録媒体とする、音響用の記録機(録音機及び再生機)进行分类する。 スピーカーを有するものを除く。
H6-5310: 下に展開されないもの
H6-5311: オープンリール式音響用テープ記録機
H6-5312: カセット式音響用テープ記録機

他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)
<p>■出力機を具備するものとの関係■</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スピーカー等出力機を有するものはH7-212音響情報記録再生機器に分類する。 例えば、ハンディカラオケ機はH7-212Eへ。 ・映像用の表示画面を有するものは、H7-6240~H7-6246に分類する。

分類付与運用メモ(他の意匠分類との関係、含まれない物品など)
<ul style="list-style-type: none"> ・異なる媒体を使用する記録機能を、複数具備する場合の優先関係は、原則として、内蔵型<カード<テープ<ディスク<レコードとし、レコード記録機を最優先して分類する。 例えば、 レコード記録機とテープ記録機を共に具備するものはH6-51(レコード記録機)、 ディスク記録機とテープ記録機を共に具備するものはH6-52(ディスク挿入式記録機)、 記録媒体を内蔵していても、カード読み取り部があるものはH6-541(カード記録機)に分類する。

過去に分類した物品の名称